納 税 通 知 書 の 見 方（変更通知）

５６３－００
大阪府池田市

あなたの市民税・府民税、森林環境税を本書のとおり変更しましたので通知します。
令和　年　月　日
大阪府　池田市長

※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

お問合せ先
大阪府 池田市総務部課税課
電話（072)754-6222（直通）

① 令和８年度　市民税・府民税・森林環境税　納税通知書　兼決定通知書　（単位：円）

▼賦課期日時点氏名・住所
563-00　大阪府池田市

② 普通徴収へ切り替えます

通知書番号	
金融機関名	銀行池田支店
口座番号	普通　*******
口座名義人	
振替方法	

③

	年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
変更前	492,800	256,000	164,100	72,700
変更後	492,800	0	164,100	328,700

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

④

	第１期	第２期	第３期	第４期
納期限	令和８年６月３０日	令和８年８月３１日	令和８年１１月２日	令和９年２月１日
変更前	18,700	18,000	18,000	18,000
変更後	82,700	82,000	82,000	82,000
充当額	0	0	0	0
納付済	0	0	0	0
差　引	82,700	82,000	82,000	82,000

▼一括で納めていただく場合
＊一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

⑤

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	老齢基礎年金
支払者の名称	厚生労働大臣
支払者の法人番号	

▼10月から3月の公的年金から特別徴収される月と金額

	令和８年１０月	令和８年１２月	令和９年２月
変更前	16,600	16,400	16,400
変更後	16,600	16,400	16,400

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

	令和８年４月	令和８年６月	令和８年８月
年金より特別徴収される額	38,300	38,200	38,200

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

	令和９年４月	令和９年６月	令和９年８月
年金より特別徴収される額	27,400	27,300	27,300

令和８年度　市民税・府民税・森林環境税課税明細書　（単位：円）

⑥

▼所得金額等

給与収入	6,300,000
公的年金等収入	4,025,580
配当所得	1,111,500
給与所得	4,500,000
公的年金等雑所得	2,744,185
合計所得金額	8,355,685
繰越損失額	0
総所得金額等	8,355,685

▼所得控除額

社会保険料控除	230,988
地震保険料控除	1,383
配偶者（特別）	330,000
基礎控除	430,000
医療費控除	102,722
控除合計	1,095,093

▼課税標準額

総所得	7,260,000

▼扶養親族・特親該当区分　▼本人該当区分

控除対象配偶者	老人配偶者	特定	同居老人	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	特親	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生
＊																

▼算出税額

	市民税	府民税
税額控除前所得割	435,600	290,400
調整控除	1,500	1,000
配当控除	17,784	13,338
寄附金税額控除	89,525	59,684
配当割・株式等譲渡割	33,345	22,230
所得割額	293,446	194,148
均等割額	3,000	1,300
森林環境税額		1,000
減免額・免除額		0
年税額（住民税及び森林環境税の額）		492,800
給与・公的年金等からの特別徴収税額		164,100
差引普通徴収税額(本年度納めていただく額)		328,700
控除不足額		0
（うち還付額）		0

① 対象年度

通知書名に記載されている年度に対する通知です。

※末尾に（●年度相当分）と記載がある場合は、その年度に対する通知です。

② 決定（変更）理由

通知送付に至った理由が記載されています。

③ 徴収方法別の内訳

変更のあった徴収方法別に次の項目を確認してください。

「給与特徴税額」　⇒ 給与天引き額は、勤務先から交付される決定通知書をご覧ください。

「年金特徴税額」　⇒ ⑤へ

「差引普通徴収税額」　⇒ ④へ

※すべての税額が変更なしの場合、扶養人数などの変更のみで税額に影響がなかった場合です。

④ 普通徴収（納付書 または 口座振替）

各期別に記載されている納期限までに、「差引」に記載されている額を納付してください。

口座振替の場合は、「緑枠（通知書番号）」の下段に記載されている口座から引き落とします。

なお、「差引」がマイナスの場合は、還付予定額です。

※「納付済」の額は、通知書作成時点で、納付が確認できているものを記載しています。直前に納付した税額が反映していない場合は、お手数ですが当課までご連絡ください。

⑤ 年金からの特別徴収（年金天引き）

特別徴収する年金の種別と各月金額が記載されています。

※「赤枠」は、当該年度の徴収額です。「③」の「年金特徴税額」の内訳です。

「青枠」は、翌年度の４月～８月までの徴収予定額です。

⑥ 税額の算定根拠

税額算出に用いた所得額等が記載されています。

所得額や控除額等に誤りがないかご確認ください。

【電話での問い合わせについて】

①に記載されている「通知書名」と「緑枠（通知書番号）」をお伝えください。

※前にある「0」は省略してお伝えください。例：「000000001234」⇒「1234」

なお、過年度の通知によっては、システムの都合上通知書番号が空欄となる場合があります。

その場合は、「通知書番号が空欄」であることと、「氏名」および「生年月日」をお伝えください。